

# 北広島町農業委員会第 21 回総会議事録

事務局 (第 21 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局長 (報告)

会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 4 番、6 番をお願いします。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

議長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について、農地法 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 7 年 3 月 21 日提出  
北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

2 番 2 番の●●が説明させていただきます。3 月 9 日に●●委員、●●推進委員ともに現地にて譲受人と面談を行いました。また 3 月 8 日に譲渡人と電話での説明を受けました。詳細については事務局の説明のとおりです。譲渡人は、現在町内に住所がありません。譲受人のお父さんが主に作業を行っておられ、米を作っておられます。業務委託という形で行っておられ、譲受人も時々帰って手伝っておられる状況です。譲受人は新規就農制度を使って営農を開始されるのにあたり、土地を譲り受けてハウレンソウの施設栽培を行います。地図を見ると、ほ場整備地の配分がうまくいかなかったような地形の土地ではありますが、計画では 1770-1 番地から 1773-1 番地までを予定しており、利用権設定をしてハウスは 13 棟を予定されています。  
(ほ場整備中なので)これから借りる相手方が決まっていますが、現在は代表者の方と話をし、利用権設定を進めています。また、相手が決まり次第、購入を考えておられます。譲受人は研修中ではあり、ハウスで栽培するハウレンソウについても学んでおられますし、農業機械もあり労働力も十分確保できると思われま。また、周辺農地にも影響がないと思われま。農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま。審議のほどよろしくお願います。

議長 それでは番号 1 番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

6番 6番●●が補足説明をさせていただきます。去る3月10日、●●委員とともに現地にて調査をしております。また、併せて譲受人の方にも聞き取り調査を行いました。現地は雪の中ということですが、去年は法人に作業委託して水稲を作付けておられました。譲受人とは親戚ということで、宅地もバンクに登録されており、土地を手放したいということもあって、今回の申請に至っています。譲受人はこれまでずっと水稲の作付けをしておられ、この地域の中心的な担い手でもあります。機械は自己所有と共同利用を併せて耕作をされています。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは番号2番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。ここで議長を交代します。

議長 それでは議長を交代して進めさせていただきます。番号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 番号3番について担当の●●委員から補足説明をお願いします。

会長 3月11日に●●委員、●●推進委員ともに現地に赴きました。摘要欄にあるとおり、●●さんの畑を●●さんが譲り受けるという今回の申請です。ご覧の通りの畑で、地域への影響もないものと思われます。以上のことから農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 この件に関して、ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号3番について審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。申請のとおり、許可することに決定いたしました。進行を交代します。

議長 番号4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

8 番 担当の●●委員がお休みのため、8番●●が代わって説明します。先週の3月12日に●●委員、●●推進委員とともに現地を見て回りました。譲受人の●●は仕事であったため、午前中に●●委員が電話により説明を受けています。譲渡人の●●はこれまで近所の方に水稻栽培を委託していたようで、この度、合意解約をして譲受人に渡すということになりました。譲受人は(資料の)写真の田と、他にも田がありますが、1ha程度の水稻の自作をされており、今回譲り受けても、何ら問題なく農作業ができると思われます。また、周辺への影響もないと思われます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 番号4番について質疑に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。番号4番について審査のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。番号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当の●●委員より補足説明をお願いします。

9 番 9番●●が補足説明をさせていただきます。去る3月11日に現地にて、不動産コンサルタント●●氏の同席のもと、●●委員、●●推進委員と現地確認をさせていただきました。摘要欄にあるとおり、譲渡人の●●は一人暮らしをされておりましたが体調を崩され、施設に入られたということで空き家になっておりました。この物件は近くの●●会社の社長が、以前から従業員のためのお米を確保したいとの希望があったようで、そのお米の供給量は3トン、100俵になります。今回出ている農地では80俵くらい取れるそうで、残りの20俵は購入するという計画で、現在は大朝の●●が耕作されていますが、いずれは、この社長も耕作をしたいという希望を持っておられます。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 5番について審議に入ります。ご質問、ご意見ををお願いします。

5 番 譲受人は農業をされていないようですが、これからは作業委託をされるということでしょうか。

9 番 現地確認をした後にコンサルタントの●●氏が、大朝の●●に耕作を依頼して契約を結ぶという話をしておられました。●●が引き続き耕作をされるということになります。

議 長 他にご質問、ご意見はありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。番号6番について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 担当の●●委員から補足説明をお願いします。

職務代理 担当の●●委員が説明させていただきます。現地へは3月18日に●●委員、●●推進委員と3人で調査をしました。譲渡人、譲受人ともに南区宇品にお住まいですが、●●の方にも家を持っておられるということで農作業をするときに住むこともできるということです。(譲受人) 本人の方には電話で説明等をお聞きしています。機械も耕作できるように備えておられます。■■の方へ機械倉庫もあり揃っているということです。農作業は娘さんや甥にあたられる方が4人くらいおられますが、そちらの方と一緒にされており、12, 3年の経験があるそうです。以前、この地域で3条申請をされた案件があり、その農地が近くにあります。今後も所有者の理解が得られれば、集積を進めていきたいという話もしておられました。そういったことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 番号6番について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。

3 番 現在は譲受人が耕作されているのですか。

職務代理 以前のことはわかりませんが、現在は作業受託で耕作されていたと思われます。

事 務 局 以前から譲受人の方が耕作されています。

3 番 譲渡人の経営規模で1,680㎡とありますが、それは別のところに農地があるということですか。

事 務 局 最初に相談いただいたときに、この田を出したいということで2筆の申請になっていて、耕作者が今回の譲受人であったので、まずはその方に話をしてという流れになっています。他の田についてはご相談を受けていない状況ですので、どうなっているかはわかりません。

筆別の状況を確認いたしましたら、この度の所有権移転が譲渡人本人の所有の2筆ということで3条申請を出されているようです。残りの農地は所有者の方がそれぞれ4筆と2筆、別の名義となっていますので、その別の名義でまた申請されるのかなと想定はされますが、詳細までは確認できません。

議 長 他にご質問、ご意見はありませんか。ありませんので質疑を打ち切って採決いたします。申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 議案第2号 農用地利用集積計画について

議 長 議案第2号 農用地利用集積計画について、農用地利用集積計画に係る利用権の同意を得た農用地利用集積計画について意見を求める。令和7年3月21日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

議 長 それでは利用権設定の承認について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決します。申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って承認することに決定いたしました。次に残りの議案について質疑に入ります。ご質問、ご意見をお願いします。ありませんので質疑を打ち切って採決します。議案第2号について申請のとおり承認してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。従って申請のとおり決定いたしました。

議事終了